

金沢市 水害時の安全避難ガイド

～水害ハザードマップ～

1000年以上に1回 洪水(想定最大規模)

- この「水害時の安全避難ガイド」は、国土交通省と石川県が作成した、大雨により河川が氾濫した場合、浸水する可能性のあるエリアを示した「浸水想定区域図」をもとに、市民のみなさんが避難するために必要な浸水情報や避難情報などの各種情報をまとめたものです。
- 浸水が予想される区域及びその浸水深は、雨の降り方や地形形状の変更、河川・下水道などの整備状況などにより変化することがあります。また、他の河川、水路や下水道などによる浸水を想定しておりませんので、この地図と異なる浸水が起る場合があります。テレビやラジオなどからの情報に注意してください。
- 浸水の恐れがあるときは、金沢市から警戒レベルに応じて「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」などを発表する場合があります。金沢市などの指示に従って速やかに避難しましょう。

危険が想定される区域

浸水想定区域・浸水の深さ

5.0m～	2階の屋根以上が浸水	最上階の部屋が浸水する場合
3.0～5.0m	2階部分までつかる程度	早期立ち退き避難
0.5～3.0m	1階の軒下までつかる程度	最上階の部屋が浸水しない場合
0～0.5m	おとなの膝までつかる程度	早期立ち退き避難 ※注1

注1) 例外として屋内安全確保も可能。避難行動フローを確認してください。
注2) 避難が危険な場合は、屋内安全確保(垂直避難)してください。

建物が倒壊・流出する恐れがある区域

河岸侵食が想定される区域 → 早期立ち退き避難
氾濫流が想定される区域 → 早期立ち退き避難

土砂災害

土砂災害特別警戒区域 → 早期立ち退き避難

凡 例

指定緊急避難場所

学校、公民館など
公園、広場

避難情報

水位観測所・水位計
河川カメラ

地図情報

官公庁
消防署・消防団など
警察署・交番など
救護病院

行政境界
校下(地区)境界
主要幹線道路
対象とした河川区間

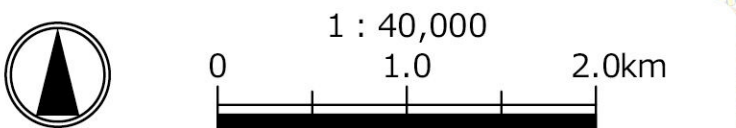
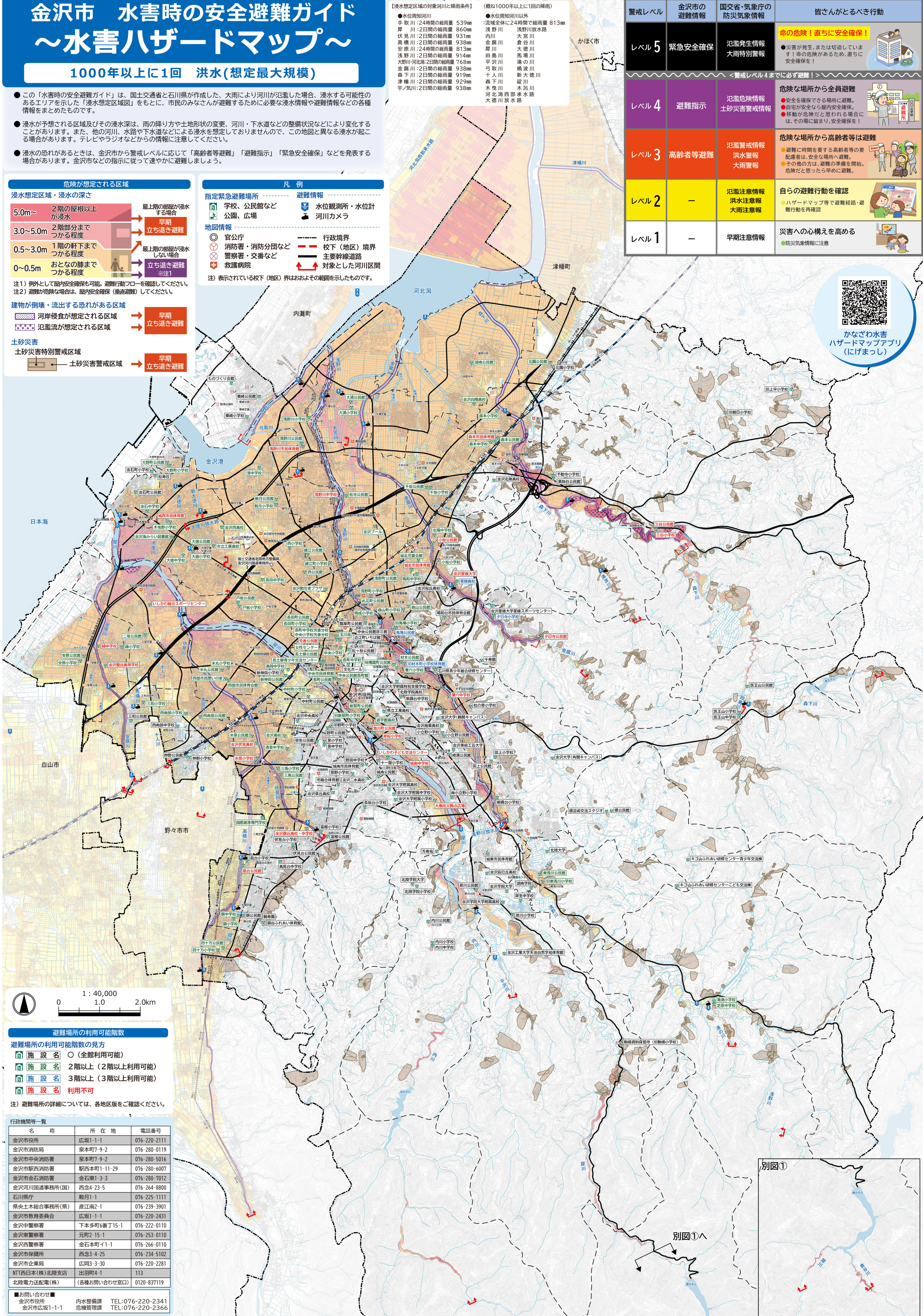
注) 表示されている校下(地区)界はおおよその範囲を示したものです。

【浸水想定区域の対象河川と降雨条件】	【概ね1000年以上に1回の降雨】
●水位周知河川 手取川：24時間の総雨量 539mm 犀川：2日間の総雨量 860mm 伏見川：2日間の総雨量 931mm 高橋川：2日間の総雨量 938mm 安原川：24時間の総雨量 813mm 浅野川：2日間の総雨量 914mm 大野川・河北海：2日間の総雨量 768mm 金沢川：2日間の総雨量 938mm 森下川：2日間の総雨量 919mm 津幡川：2日間の総雨量 929mm 宇ノ気川：2日間の総雨量 938mm	●水位周知河川以外 流域全体に24時間で総雨量 813mm 浅野川 浅野川放水路 内川 大宮川 金沢川 倉谷川 犀川 大徳川 田島川 馬場川 平沢川 湯の川 弓取川 桶波川 十人川 新大徳川 森下川 坂川 木曳川 木呂川 河北海西部永水路 大徳川放水路

警戒レベル	金沢市の避難情報	国土省・気象庁の防災気象情報	皆さんがとるべき行動
レベル5	緊急安全確保	氾濫発生情報 大雨特別警戒	命の危険！直ちに安全確保！ ●災害が発生、または切迫しています！命の危険があるため、直ちに安全確保を！
レベル4	避難指示	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報	危険な場所から全員避難 ●安全を確保できる場所へ避難。 ●自宅が安全なら屋内安全確保。 ●移動が危険と思われる場合には、その場に留まり、安全確保を！
レベル3	高齢者等避難	氾濫警戒情報 洪水警戒 大雨警戒	危険な場所から高齢者等は避難 ●避難に時間を要する高齢者等の要配慮者は、安全な場所へ避難。 ●その他の方は、避難の準備を開始。危険だと思ったら早めに避難。
レベル2	—	氾濫注意情報 洪水注意報 大雨注意報	自らの避難行動を確認 ●ハードマップ等で避難経路、避難行動を確認
レベル1	—	早期注意情報	災害への心構えを高める ●防災気象情報に注意



かなざわ水害
ハザードマップアプリ
(にげまっし)



避難場所の利用可能階数

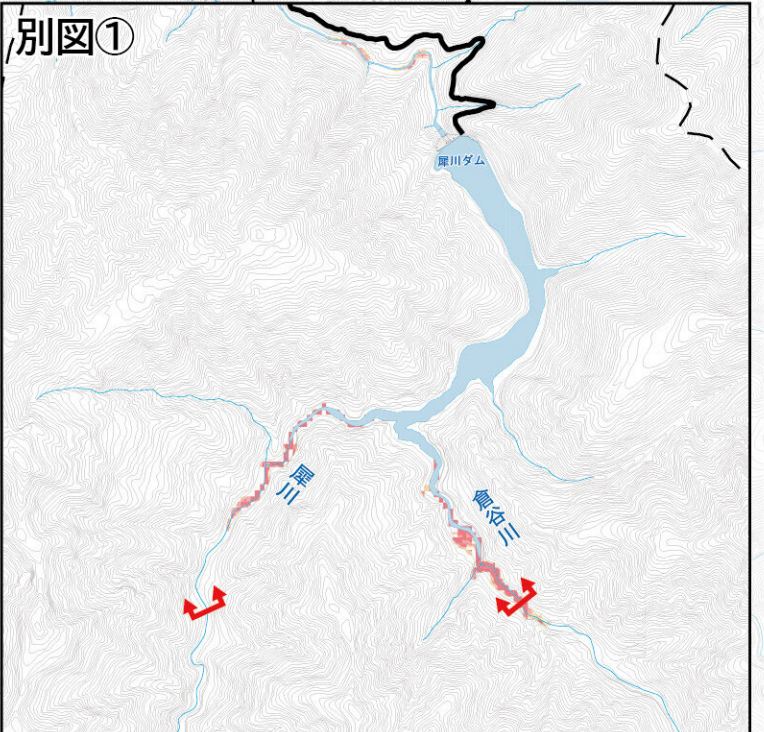
避難場所の利用可能階数の見方

施設名 ○ (全館利用可能)
施設名 2階以上 (2階以上利用可能)
施設名 3階以上 (3階以上利用可能)
施設名 利用不可

注) 避難場所の詳細については、各地区版をご確認ください。

行政機関等一覧			
名	所 在 地	電話番号	
金沢市役所	広坂1-1-1	076 220 2111	
金沢市消防局	泉本町7-9-2	076 280 0119	
金沢市中央消防署	泉本町7-9-2	076 280 5016	
金沢市駅西消防署	駅西本町11-29	076 280 6007	
金沢市金石消防署	金石東1-3-3	076 280 7012	
金沢河川国道事務所(国)	西念4-23-5	076 264 8800	
石川県庁	鞍月1-1	076 225 1111	
県央土木総合事務所(県)	直江南2-1	076 239 3901	
金沢市教育委員会	広坂1-1-1	076 220 2431	
金沢中警察署	下本多町6番丁15-1	076 222 0110	
金沢東警察署	元町2-15-1	076 253 0110	
金沢西警察署	金石本町1-1-1	076 266 0110	
金沢市保健所	西念3-4-25	076 234 5102	
金沢市企業局	広岡3-3-30	076 220 2281	
NTT西日本(株)北陸支店	出羽町4-1	113	
北陸電力送配電(株)	(各機お問い合せ窓口)	0120 837119	
■お問い合わせ先			
金沢市役所	内水整備課	TEL:076-220-2341	
金沢市広坂1-1-1	危機管理課	TEL:076-220-2366	

別図①



(別表 11)

水 防 関 係 機 関 電 話 番 号 表

機 関 名	電話番号
金 沢 市 水 防 本 部	220-2012
河 川 水 防 課	220-2341
道 路 建 設 課	220-2316
道 路 管 理 課	220-2321
道 路 等 管 理 事 務 所	257-2272
危 機 管 理 課	220-2366
都 市 計 画 課	220-2351
農 業 基 盤 整 備 課	220-2215
下 水 道 整 備 課	220-2641
水 処 理 課	252-1439
消 防 局	280-0119
中 央 消 防 署	280-5016
駅 西 消 防 署	280-6007
金 石 消 防 署	280-7012
森 本 市 民 セ ン タ ー	258-1130
金 石 市 民 セ ン タ ー	267-0001
安 原 市 民 セ ン タ ー	249-2001
浅 川 市 民 セ ン タ ー	221-3344
犀 川 市 民 セ ン タ ー	229-0001
額 市 民 セ ン タ ー	298-0045
押 野 市 民 セ ン タ ー	241-2559
泉 野 市 民 セ ン タ ー	242-8552
元 町 市 民 セ ン タ ー	252-0257
新 神 田 市 民 セ ン タ ー	291-6266
駅 西 市 民 セ ン タ ー	234-5141
湊 市 民 セ ン タ ー	239-2211
本 町 市 民 セ ン タ ー	260-0365
近 江 町 市 民 セ ン タ ー	260-0250

機 関 名	電話番号
石 川 県 水 防 本 部	225-1737
河 川 課	225-1737
道 路 整 備 課	225-1726
県央土木総合事務所河川砂防課	239-3901
犀 川 ダ ム 管 理 事 務 所	229-0037
内 川 ダ ム 管 理 事 務 所	242-7107
医 王 ダ ム 管 理 事 務 所	236-1005
津幡土木事務所	289-4161
国土交通省金沢河川国道事務所	264-8800
金沢地方気象台（技術課）	260-1463
石川県警察本部	225-0110
金 沢 中 警 察 署	222-0110
金 沢 東 警 察 署	253-0110
金 沢 西 警 察 署	266-0110
陸上自衛隊金沢駐屯部隊(事務局)	241-2171
北陸電力(株)石川支店お客様サービスセンター	0120-77-6453
NTT西日本(株)金沢支社設備部サービス運営担当	220-4151
北 陸 鉄 道 鶴 来 駅	272-0109
北 陸 鉄 道 内 灘 駅	238-3001
J R 西 日 本 金 沢 支 社 (金 沢 施 設 指 令)	253-5263
J R 西 日 本 金 沢 支 社 金 沢 保 線 区	261-1728
I R い し か わ 鉄 道	256-0560
白 山 市 役 所 (代 表)	276-1111
か ほ く 市 役 所 (代 表)	283-1111
野 々 市 市 役 所 (代 表)	227-6000
津 幡 町 役 場 (代 表)	288-2121
内 灘 町 役 場 (代 表)	286-1111

○金沢市逆流防止水門操作要領

目次

- 第1章 総則（第1条―第4条）
- 第2章 警戒体制（第5条―第7条）
- 第3章 樋門等の操作の方法等（第8条―第12条）
- 第4章 雑則（第13条―第16条）
- 附則

第1章 総則

（要領の趣旨）

第1条 金沢市が管理する別表1及び別表2に記載の逆流防止水門（以下、「逆水門」という。）の操作については、この操作要領の定めるところによる。

（操作の目的）

第2条 逆水門の操作は、別表1及び別表2に記載する二級河川及び準用河川（以下、「河川」という。）から雨水幹線及び主要な排水路（以下、「雨水幹線等」という。）並びに雨水ポンプ場への逆流を防止することを目的とする。

（用語の定義）

第3条 この操作要領において、用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- （1）「遠隔操作」とは、逆水門に隣接した制御盤等の遠隔監視端末において、カメラ映像や水位計のデータ等を確認しながら行う操作をいう。
- （2）「機側操作」とは、逆水門にある開閉装置において、河川や雨水幹線等の状況を目視等で確認しながら行う操作をいう。
- （3）「外水位」とは、河川の水位をいう。
- （4）「内水位」とは、雨水幹線等及び雨水ポンプ場側の水位をいう。
- （5）「警戒水位」とは、河川の観測所で定める氾濫注意水位をいう。
- （6）「自動制御」とは、制御盤において計器による水位を判定し、水門の開閉を自動で行うことをいう。

（操作の基本方針）

- 第4条 別表1に記載する逆水門の操作は、機側操作を主たる操作方法とする。ただし、遠隔操作が可能な逆水門は遠隔操作を主たる操作方法とする。
- 2 別表2に記載の雨水ポンプ場に付随する逆水門の操作は、各機場側の自動制御を主たる操作方法とする。

第2章 警戒体制

(警戒体制の実施)

第5条 内水整備課長（以下、「課長」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに警戒体制に入るものとする。

- (1) 金沢市内において大雨（浸水害）又は洪水警報が発表されたとき
- (2) 別表1の各観測所において、外水位が警戒水位に達したとき
- (3) その他洪水、高潮又は遡上した津波により逆水門から逆流の恐れがあるとき

(警戒体制における措置)

第6条 総括は、警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 水門操作委嘱者又はパトロール職員に連絡し、逆水門を適切に操作することができ
る要員（以下、「現場操作員」という。）の配置等必要な体制を確保すること。
- (2) 逆水門及び逆水門を操作するために必要な機械の動作確認（予備電源設備の試運転
を含む。）及び器具等の点検を行うこと。
- (3) 逆水門の管理上必要な気象及び水象の観測並びに関係機関との連絡及び情報の収集
を密にすること。
- (4) 逆水門の操作を行っている場合において、河川の氾濫及び堤防、背後地の状況並び
に水防活動の状況及び現場操作員からの情報等（以下、「現場状況」という。）を踏
まえ、現場操作員に退避を指示すること。
- (5) 安全の確保等の緊急を要する場合には、現場操作員が指示以前に退避できるものと
し、退避後速やかに健康状態、退避場所及び退避時の操作状況を報告させること。
- (6) その他機場等の管理上必要な措置。

(警戒体制の解除)

第7条 総括は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれ
がなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

第3章 樋門等の操作の方法等

(洪水時の操作方法)

第8条 課長は、第5条における警戒体制がしかれたときは、次の各号の定めるところに
より逆水門を操作又は現場操作員に対し指示するものとする。

- (1) 河川から雨水幹線等への逆流が始まるまでの間においては、逆水門は全開にする。
- (2) 河川から雨水幹線への逆流が始まり内水被害の発生が予見されるときは、逆水門を
全閉にする。
- (3) 前号の逆水門が全閉の状態において、外水位が下降し、内水位と同程度になったと
きは、流向を確認するため逆水門を微開にする。

(4)前号の操作により雨水幹線等の水が河川に排水されるときは、逆水門を全開にする。

(5)第3号の操作により雨水幹線等の水が逆流してくるときは、逆水門を全閉にする。

(平水時における操作の方法)

第9条 総括は、河川における外水位が、別表1に示す警戒水位未満のときは、逆水門を全開にするものとする。

(操作の方法の特例)

第10条 総括は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において、前2条に規定する方法以外の方法により、逆水門を操作することができるものとする。

(操作の際に行う通知)

第11条 総括は、第8条第1項により逆水門を操作したときは、必要に応じて金沢市災害対策本部等に通知するものとする。

(操作等に関する記録)

第12条 総括は、逆水門等を操作したときは、次に掲げる事項のうち該当するものを記録しておくものとする。

(1)逆水門の操作の開始及び終了の年月日及び時刻

(2)気象及び水象の状況

(3)第10条に該当するときは、操作の理由

(4)第11条の通知の状況

(5)その他、現場状況等参考となるべき事項

第4章 雑則

(点検その他の維持)

第13条 総括は、樋門を操作するために必要な機械、器具等については、点検その他の維持を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(観測)

第14条 総括は、樋門等を操作するために必要な水位の観測及び水位情報の確認を行うものとする。

(訓練)

第15条 逆水門等の操作にかかる訓練として、設備の動作確認を年に1回以上行うものとする。

- 2 前項の訓練は、現場で操作する者が参加したものでなければならない。
- 3 第1項に規定する訓練により、逆流の防止又は現場操作員の安全確保に必要があると認める場合は、操作規則を変更するものとする。

(記録の作成と保存)

第16条 総括は、樋門等の管理に関する事項については、記録を作成し、保存するものとする。

附 則

- 1 本操作要領は、令和6年10月1日から施行する。

(参考2)

水 防 法

昭和 24 年 6 月 4 日

法律 第 193 号

最終改正 令和 8 年 5 月 2 9 日法律第 8 6 号

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘こう門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。以下同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長、下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する

流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項及び第二十四条の二第一項において同じ。）並びに海岸管理者（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第三項に規定する海岸管理者をいう。第七条第四項及び第二十四条の二において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第2章 水防組織

（市町村の水防責任）

第3条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

（水防事務組合の設立）

第3条の2 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

（水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置）

第3条の3 水害予防組合法（明治41年法律第50号）第15条第1項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第3項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について2以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

（水防事務組合の議会の議員の選挙）

第3条の4 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の2分の1をこえてはならない。

2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第3条の5 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第2項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第3条の6 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第4条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第5条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第6条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第6条の2 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。参照【政令一非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令

(退職報償金)

第6条の3 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

第7条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第9条第2項 又は第5項 の規定により都道府県知事又は地方自治法第252条の19 第1項 の指定都市の長が河川法第9条第2項 に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者又は海岸管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。

5 都道府県知事は、第1項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第1項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第14条第1項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。

6 2以上の都府県に係る水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。

7 都道府県知事は、第1項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

(都道府県水防協議会)

第8条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

- 2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第3章 水防活動

(河川等の巡視)

第9条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第2条第10項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(国の機関が行う洪水予報等)

第10条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 国土交通大臣は、2以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、前2項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

(都道府県知事が気象庁長官と共同して行う洪水予報)

第11条 都道府県知事は、前条第2項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(国土交通大臣が気象庁長官及び都道府県知事と共同して行う高潮予報)

第十一条の三 国土交通大臣は、高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸について、高潮のおそれがあると認められるときは、気象庁長官及び当該海岸の存する都道府県の知事と共同して、その状況を水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、当該海岸の存する都道府県の知事に協議するものとする。

(情報の提供の求め等)

第 11 条の 2 都道府県知事は、前条第 1 項の規定による通知及び周知を行うために必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、当該通知及び周知に係る河川の水位又は流量に関する情報であつて、第 10 条第 2 項の規定により国土交通大臣が指定した河川について国土交通大臣が洪水のおそれを予測する過程で取得したものの提供を求めることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、同項に規定する情報を当該都道府県知事及び気象庁長官に提供するものとする。

3 前項の規定による情報の提供については、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 17 条及び第 23 条の規定は、適用しない。

(水位の通報及び公表)

第 12 条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項、第十一条第一項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知)

第 13 条 国土交通大臣は、第 10 条第 2 項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第 9 条第 2 項 に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、第 10 条第 2 項又は第 11 条第 1 項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した

河川以外の河川のうち、河川法第9条第2項に規定する指定区間内の1級河川又は同法第5条第1項に規定する2級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)

第13条の2 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第14条の2において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

第13条の3 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸（第十一条の三第一項の規定により国土交通大臣が指定した海岸を除く。）で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(関係市町村長への通知)

第13条の4 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣、第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項、前条若しくは第二十五条第二項の規定により通知をした都道府県知事、第十一条の三第一項の規定により通知をした国土交通大臣及び都道府県知事又は第二十四条の二第二項の規定により通知をした都道府県知事若しくは国土交通大臣は、災害対策基本法第六十

条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

（洪水浸水想定区域）

第 14 条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

1. 第 10 条第 2 項又は第 13 条第 1 項の規定により指定した河川
2. 特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 3 条第 1 項の規定により指定した河川
3. 前 2 号に掲げるもののほか、河川法第 9 条第 2 項に規定する指定区間外の 1 級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減をはかるため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

1. 第 11 条第 2 項又は第 13 条第 2 項の規定により指定した河川
2. 特定都市河川浸水被害対策法第 3 条第 4 項から第 6 項までの規定により指定した河川
3. 前 2 号に掲げるもののほか、河川法第 9 条第 2 項に規定する指定区域内の 1 級河川又は同法第 5 条第 1 項二規定する 2 級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省で定める基準に該当するもの
- 3 前 2 項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第 1 項又は第 2 項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前 2 項の規定は、第 1 項又は第 2 項の規定による指定の変更について準用する。

（雨水出水浸水想定区域）

第 14 条の 2 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設等について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第 1 号に掲げる排水施設にあつては、第 13 条の 2 第 1 項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定す

るものとする。

1. 第13条の2第1項の規定による指定に係る排水施設
2. 下水道法第25条の2に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
3. 特定都市河川浸水被害対策法第3条第3項の規定により指定され、又は同条第4項、同条第5項において準用する同条第3項若しくは同条第6項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
4. 前3号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第1号に掲げる排水施設にあつては、第13条の2第2項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

1. 第13条の2第2項の規定による指定に係る排水施設
2. 下水道法第25条の2に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
3. 特定都市河川浸水被害対策法第3条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）及び第4項から第6項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
4. 前3号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

3 前2項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 都道府県知事又は市町村長は、第1項又は第2項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。

5 前2項の規定は、第1項又は第2項の規定による指定の変更について準用する。

（高潮浸水想定区域）

第14条の3 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

1. 第11条の3第1項の規定により指定され、又は第13条の3の規定により指定した海岸
2. 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警

戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3 都道府県知事は、第1項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前2項の規定は、第1項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第15条 市町村防災会議（災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第14条第1項若しくは第2項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第14条の2第1項若しくは第2項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第1項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第4号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

1. 洪水予報等（第十条第一項の規定により気象庁長官が行う予報、同条第二項の規定により国土交通大臣及び気象庁長官が行う予報、第十一条第一項の規定により都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十一条の三第一項の規定により国土交通大臣、気象庁長官及び都道府県知事が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法

2. 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

3. 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

4. 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項及び第二十四条の二第一項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第15条の3において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避

難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第 15 条の 4 において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

5. その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第 4 号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

1. 前項第 4 号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。）

当該施設の所有者又は管理者及び次条第 9 項に規定する自衛水防組織の構成員

2. 前項第 4 号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第 15 条の 3 第 7 項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

3. 前項第 4 号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第 15 条の 4 第 1 項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第 1 項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第 15 条の 11 において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

1. 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）

第 7 条第 1 項の土砂災害警戒区域 同法第 8 条第 3 項に規定する事項

2. 津波防災地域づくりに関する法律第 53 条第 1 項の津波災害警戒区域 同法第 55 条に規定する事項

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第 15 条の 2 前条第 1 項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

3 第 1 項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

4 前2項の規定は、第1項に規定する計画の変更について準用する。

5 市町村長は、第1項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第1項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。

6 市町村長は、第1項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第1項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

8 第1項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。

9 第1項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。

10 第1項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第15条の3 第15条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 市町村長は、第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

5 第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。

6 市町村長は、第2項又は前項の規定により報告を受けたときは、第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

7 第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

8 第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第15条の4 第15条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第15条の5 第15条から前条までの規定は、災害対策基本法第17条第1項の規定により水災による被

害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第15条第1項中「市町村防災会議（災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第17条第1項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第44条第1項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第2項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第3項、第15条の2第1項及び第5項、第15条の3第1項並びに前条第1項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(浸水被害軽減地区の指定等)

第 15 条の 6 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第 6 条第 1 項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。

3 水防管理者は、第 1 項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。

4 第 1 項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

5 前 3 項の規定は、第 1 項の規定による指定の解除について準用する。

（標識の設置等）

第 15 条の 7 水防管理者は、前条第 1 項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第 1 項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

4 水防管理団体は、第 1 項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

（行為の届出等）

第 15 条の 8 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の 30 日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。

3 水防管理者は、第 1 項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必

要な助言又は勧告をすることができる。

（大規模氾濫減災協議会）

第15条の9 国土交通大臣は、第10条第2項又は第13条第1項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

1. 国土交通大臣
2. 当該河川の存する都道府県の知事
3. 当該河川の存する市町村の長
4. 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
5. 当該河川の河川管理者
6. 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長
7. 第3号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

3 大規模氾濫減災協議会において協議が調った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

（都道府県大規模氾濫減災協議会）

第15条の10 都道府県知事は、第11条第1項又は第13条第2項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

1. 当該都道府県知事
2. 当該河川の存する市町村の長
3. 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
4. 当該河川の河川管理者
5. 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長
6. 第2号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

3 前条第3項及び第4項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前3項」とあるのは、「次条第1項及び第2項並びに同条第3項において準用する前項」と読み替えるものとする。

（予想される水災の危険の周知等）

第 15 条の 11 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第 10 条第 2 項、第 11 条第 1 項又は第 13 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

（河川管理者の援助等）

第 15 条の 12 河川管理者は、第 15 条の 6 第 1 項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第 58 条の 8 第 1 項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

（水防警報）

第 16 条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第 1 項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第 1 項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

（水防団及び消防機関の出動）

第 17 条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

（優先通行）

第 18 条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

（緊急通行）

第 19 条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(水防信号)

第20条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第21条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第22条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第23条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第1項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第24条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(氾濫等の通報)

第二十四条の二 河川管理者、下水道管理者又は海岸管理者は、その管理する河川、下水道又は海岸について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその状況を関係都道府県知事その他関係者に通報しなければならない。

2 前項の通報を受けた都道府県知事（当該通報をした者が河川管理者又は海岸管理者である国土交通大臣の場合にあつては、国土交通大臣）は、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認めら

れるときは、当該通報に係る事項を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(決壊の通報)

第 25 条第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係都道府県知事その他関係者に通報しなければならない。

2 前項の通報を受けた都道府県知事は、決壊により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、当該通報に係る事項を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(決壊後の処置)

第 26 条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第 27 条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 5 号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第 28 条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

3 水防管理団体は、前 2 項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退き等の指示)

第 29 条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきこと又は高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保すべきことを指示するこ

とができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第 30 条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川等における国土交通大臣の指示)

第 31 条 2以上の都府県に関係がある河川又は海岸で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急

を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

第 32 条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第 43 条の 2 において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

1. 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

2. 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二條、第二十五条第一項、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二條中「水防管理者」とあり、第二十五条第一項中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

(水防訓練)

第 32 条の 2 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第 32 条の 3 津波防災地域づくりに関する法律第 53 条第 1 項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第 54 条第 1 項第 3 号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第 4 章 指定水防管理団体の組織及び活動

(水防計画)

第 33 条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第 1 項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第 16 条第 1 項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第 1 項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅延なく、水防計画を都道府県に届け出なければならない。

4 第 7 条第 2 項から第 4 項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(水防協議会)

第 34 条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に係るのある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第 35 条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第 5 章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第 36 条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。

4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第 37 条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

1. 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
2. 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
3. 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
4. 水防に関する調査研究を行うこと。
5. 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
6. 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第 38 条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第 1 号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第 39 条 水防管理者は、第 37 条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 水防管理者は、水防協力団体が第 37 条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第 40 条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第6章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第41条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第42条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益

を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第43条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第43条の2 第32条第1項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第44条 都道府県は、第41条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、2以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の2分の1以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の3分の1に相当する額以内とする。

第7章 雑 則

(第24条の規定により水防に従事した者に対する災害補償) 第45条 第24条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第46条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第47条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第48条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をし必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第50条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第51条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第8章 罰 則

第52条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第53条 刑法（明治40年法律第45号）第121条の規定の適用がある場合を除き、第21条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

1. 第15条の7第3項の規定に違反した者
2. 第15条の8第1項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は拘留に処する。

1. みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者
2. 第20条第2項の規定に違反した者
3. 第49条第1項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して60日を経過した日から施行する。
- 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第37号）附則第2条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第13条第1項又は第2項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成22年3月31日までに、第14条第1項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。
- 3 国は、平成17年度から平成21年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査（次項において「浸水想定区域調査」という。）に要する費用の3分の1以内を補助することができる。
- 4 国土交通大臣は、平成22年3月31日までの間、附則第2項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項の規定による調査の結果について、必要な

報告を求めることができる。

附 則 （令和7年12月12日法律第八六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。